

上野事務所ニュース

令和5年8月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

最低賃金の引上げについて

地域別最低賃金が10月より更新される予定です。10月1日以降の勤務については、下記の最低賃金を適用してください。

	更新前	更新後	差額
千葉 (10/1)	984	1,026	+42
埼玉 (10/1)	987	1,028	+41
東京 (10/1)	1,072	1,113	+41
神奈川 (10/1)	1,071	1,112	+41

事業主はこの額を下回る賃金で労働者を使用することはできません。なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、家族手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。

月給制、日給制の場合は時間額に換算して比較します。例えば、1日の所定労働時間8時間で日給8,000円の場合には、 $8,000 \text{円} \div 8 \text{時間} = 1,000 \text{円}$ となり、千葉県の最低賃金を下回るので、日給8,208円（ $1,026 \text{円} \times 8 \text{時間}$ ）以上に変更してください。

今回の最低賃金の引上げに伴い、事業場で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引上げ、生産性向上のための設備・機器等を導入した場合には、その経費の一部が助成される「業務改善助成金」を使うことも可能です。

【業務改善助成金について】

「業務改善助成金」は、事前に事業場内最低賃金の引上げ計画と、設備投資等の計画を立てて労働局に申請し、交付決定後に申請した計画に従って賃金の引上げ

や設備等の導入をし、経費を払います。その後、実績の報告と助成金の申請を行うことにより、助成金が支給されます。事前に計画を立てずに賃金の引上げや設備投資等を行った場合や、申請した計画の通りに進めていない場合には対象となりません。

【対象事業者・申請の単位】

- ・中小企業、小規模事業者であること
 - ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
 - ・解雇、賃金引下げなどの不交付事由がないこと
- ⇒以上の要件を満たした事業者は、事業場ごとに申請します。

【対象となる設備投資等の例】

- ・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・店舗改装による配膳時間の短縮
- ・国家資格者による顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
(国家資格者による経営コンサルティングや業務内容に関連し、賃金引上げに効果的と認められる人材育成や教育訓練費も対象となります。)

助成額は、引上げ額や労働者数、助成率等により異なります。詳しくは別紙をご参照ください。

算定基礎届の結果について

算定基礎届の提出を終えました。ご協力ありがとうございました。

標準報酬月額決定通知書は、事務センターから直接事業所へ郵送されます。4、5、6月の給与データが記載されていますので、取扱いには十分注意し、開封の際は、代表者または担当の方が行うようにしてください。

算定基礎届で決められた標準報酬月額

別紙：業務改善助成金の助成額については、原則として今後1年間使用されます。ただし、昇給や降給などによって固定的な賃金に変更が生じ、報酬月額に2等級以上の差が生じた場合には、月額変更届を提出し、保険料の随時改定を行います。なお、残業代など非固定的な賃金が大きく変動しても、固定的な賃金に変更がなければ該当しません。

中小企業緊急特別支援金について

【千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰支援について】

千葉市では、原油価格・物価高騰の影響を受けている中小企業者に対して、事業継続のために支援金（一律10万円）を給付します。対象となるのは、次の①から③のすべてに該当する中小企業者です。

- ①令和5年4月から9月までの任意の1か月において、電気・ガス・ガソリン・重油・軽油・灯油の合計金額が3万円以上あること。
(上記金額が3万円未満の場合は、原料・材料・仕入・物品・消耗品・荷造運賃を含んだ合計金額が、令和5年4月から9月までの連続する3か月において月平均で50万円以上あること。)
- ② 法人：市内に本店を有すること
個人事業者：市内に住所を有すること
または市内に主たる事業所を有すること。
- ③今後も市内で事業継続する意思があること。

申請期間は、令和5年8月25日から令和5年12月15日までです。申請には、支払い内容がわかる領収書などが必要となります。

*千葉市ではこのほかにも、物価高騰の影響が特に大きい社会福祉施設やバス・タクシーなどの地域公共交通事業者に対して、別途支援金を支給する予定です。

【市原市中小企業等経営継続支援金について】

市原市では、電気・ガス料金等の物価高騰の影響により売上が減少した中小企業

等に対して支援金を給付しています。

対象となるのは、令和5年1月から令和5年12月までの間の任意のひと月の売上が、令和元年（平成31年）から令和4年の同月比で20%以上減少している中小企業等です。支援金は、雇用保険に加入している人数に応じて給付されます。

《給付金額》

雇用保険加入従業員数	給付額
0人	50,000円
1~9人	100,000円
10~19人	150,000円
20~29人	250,000円
30~49人	400,000円
50~69人	600,000円
70~99人	850,000円
100人以上	1,000,000円

申請期間は、令和5年7月3日から令和6年1月31日までです。

なお、令和3年度、令和4年度にこの支援金を受給していても、要件を満たしている場合には申請が可能です。

【千葉県貨物運送事業者物価高騰支援事業について】

千葉県では、物価高騰等の影響を受ける中小貨物自動車運送事業者に対して、支援金を給付しています。申請はオンラインまたは郵送で受付しています。申請期間は、令和5年7月13日から令和5年9月8日までです。詳細は下記の専用ポータルサイトでご確認ください。

<https://chibaken-kamotsushien2023.jp/>

【対象車両】

令和5年5月1日時点で使用している千葉県内ナンバーの貨物自動車運送事業用の自動車

【給付額】

- ◆一般/特定貨物自動車運送事業用自動車
⇒1台あたり23,000円
- ◆貨物軽自動車運送事業用自動車
⇒1台あたり8,000円

臨時休業のお知らせ

職員研修のため、9月8日（金）は臨時休業とさせていただきます。何かとご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

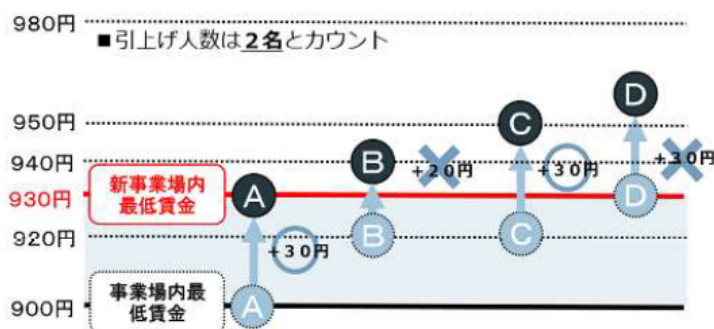
※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。